

第3回生活保護行政のあり方検討会 議事概要

日時	平成 29 年 3 月 14 日 (火) 午後 1 時から 4 時
場所	県西地域県政総合センター 2 階 2D 会議室
出席者	【有識者】井手英策氏 (座長)、猪飼周平氏、櫛部武俊氏、森川清氏、 和久井みちる氏 【市職員】企画部副部長、行政管理課長、職員課長、市民部副部長、 福祉健康部副部長、生活支援課長 【事務局】企画政策課、福祉政策課、生活支援課 職員
議事概要	1 出席者紹介 2 意見交換 (特定した問題点の議論、改善方策の検討) 3 その他
傍聴者数	報道機関 : 10 名 一般 : 39 名

1 出席者紹介

2 意見交換

<資料 1 (企画部副部長)、資料 2~3 (生活支援課長) 説明>

【生活支援課長】<口頭説明部分>

- 平成 28 年 12 月末現在、全体の被保護人員に対する女性の割合は、全体で 2,973 人のうち、女性は 1,490 人で、50.1%。被保護人員 2,973 人のうち無料低額宿泊所入所者は 167 人で、5.6%。うち女性は 9 人で 5.4%。
- 無料低額宿泊所の平均入所期間は、平均して 3 年 3 か月。
- 無料低額宿泊所の入所中の居宅移行の検討については、平成 27 年度のケース検討会議 413 件のうち 14 件で 3.4%。今年度 12 月末は、総数が 284 件、居宅設営検討は 5 件で 1.8%。
- 自立支援プログラムにおける居宅生活移行支援事業は、検討していない状況。

【井手氏】

- 小田原市全体の母子世帯の状況は 7.9%で全体から見ても明らかに高いが、母子世帯の受給者割合は少ない。より少ない自治体はあるが、全体から見ても母子世帯割合が少ないことは事実。
- データを示されたが質問は変わらない。なぜ母子世帯の割合が多いにも関わらず、受給者の割合で母子世帯が少ないのか。これは次回に向けてぜひ確認してほしい。

【森川氏】

- 78 条を適用した理由について、最初の 56 件は本人が認めたということ。どういう形で認めたか

わからないが、一応確認を取ったということになる。やりとりの中で、申告していないから故意があったと判断するケースもあるので、何とも言えない。残りは「忘れていた」「知らなかった」という主張と、「収入申告をしたつもりでいた」という主張。本人はそのつもりでいても、福祉事務所は認めていない。

- 故意の認定の根拠は、どこまで重複しているかわからないが、基本的に「しおりの配布」と「承諾書への署名」の2点が最終的な根拠。他の理由は重複も考えられるが、この2点だけで認められているケースもあるだろう。
- 開始時のしおりの説明がどこまでされていたか、かなり危惧を持っている。説明が十分になされていない、相手がきちんと理解できているのかどうか、そこに相当疑義がある。
- 承諾書も、サインしておいてと言いついてもらってケースがかなりあるのではないか。サインしたこと自体に自己責任を求める状態も無きにしもあらずと思う。
- しおりを渡されて書類にサインしているが、それにも関わらず「申告を忘れていた」「知らなかった」と申し立てており、それ以上に故意を認定すべき客観的な証拠やどの程度であったのかという確認は足りないものがあったと思う。他にも収入があった場合、だから故意に収入申告をしなかったのか、それは別だという認識があったかもあるかもしれない。
- 故意自体は、福祉事務所で認定しなければならないので大変だと思うが、やはり承諾書などの形式的なところで判断していると思う。ここをどう改善していくのかが重要なポイント。

【和久井氏】

- 無料低額宿泊所はどのような方を対象にしているのか。もともと無料低額宿泊所に入っていた方ばかりではないと思うので、どういう経過で、保護を受けながら入っているのか。
- 無料低額宿泊所の入所者が167名、アパートに出る検討をしている人が14~15件だが、入所期間3年以上はすごく長い。どういう時にアパートに移行することを検討しているのか。
- 所内研修の内容は、所内の事務・実務的なもので、ケースワーカーとして当然知っていなければならないことだが、生活保護にたどり着く人たちはどういう人たちなのかという基本理解がないまま知識に入っている印象。どういう人たちで、何に配慮が必要か。相談支援に関する研修項目はほぼ無いという印象。
- 平成27年度に2回の事例検討会があるが、先ほどの口頭説明ではケース検討会議が413件。平成28年度は284件のケース検討をしているが、2回の事例検討会でこれだけの回数をこなしているのか、それとも別途検討会を持っているのか。どういう方が事例検討をやっているのか。

【榎部氏】

- 就労支援プログラムは予算が約300万円、就労支援員1人を雇っているということでしょうか。
- 生活困窮者自立支援において、就労準備事業があり、被保護者の場合にも同様の就業準備がある。就業支援員が雇用先の開拓をされているかもしれないが、ハローワークに連れて行くようにしか見えない。「支援付き就労」という部分を全く感じない。

【猪飼氏】

- ケースワーカーにとって大変なのは、就労意欲が低い、「働きたくない」と意思表示をされている方への対応。この場合、どのような対応がスタンダードとされているのか。どういう形で対応するものと考えられているのか。全体として難しければ、たとえば、こういうケースもあると、プライベートに配慮して教えてほしい。
- ひきこもりの就労支援をする際に、現状でどのようなアプローチをかけているのか。

【生活支援課長】

- 無料低額宿泊所から無料低額宿泊所というケースがないこともない。他市町村から来て小田原の無料低額宿泊所に入所するというケースもある。
- それ以外では、たとえば箱根で従業員宿舎に住込みで働いていた方が雇い止めになり、保護申請をして入所ということが多い。もしくは、ホームレス状態の方で、入所の意思確認ができれば入所していただく場合が多い。
- アパートへの移行検討は、基本的に仕事をしていたり、ある程度収入のある方など、自立が見込める方を対象に居宅設営の検討を行っている。
- 平均入所期間の3年3か月は長いということについて、意識して分析したことがない。結果的にそのような期間になっているという認識。

【和久井氏】

- 3年3ヶ月を過ぎた場合、その方たちはどうなるのか。

【生活支援課長】

- 無料低額宿泊所に入居される方はあまり長くない場合が多い。途中で失踪される方も多い。平均入所期間は3年3か月だが、色々なケースがある。

【森川氏】

- 失踪したり、亡くなられたりして、入居期間が終了してしまう方が多いのか。そういう理由で居宅設定の支援につながらないままという理解でよいか。

【生活支援課長】

- 居宅設営になるものもあるが、実際のところ少ない。

【森川氏】

- 居宅設定が相当少ないなと思ったが、現状はそういう状況。アパート入居は収入があり、自立が見込まれる人が対象で、収入がない人はアパート入居してはいけないという感覚があると感じた。
- 前回も、自立という意味を取り違えているという指摘があり、昔ながらの経済的な自立に偏っていると思う。これは、後半に議論が必要。
- ホームレス状態の方が無料低額宿泊所に入る契機は、窓口に来た人を入所させるのか、無料低額宿泊所の人からの紹介によるものか、その割合はどうか。

【生活支援課長】

- 多くは窓口に来た方に入所を案内している。
- 所内研修について、生活保護受給者に対する基本理解がない、実務研修が優先になっているという指摘は、そのように受け止めている。どうしても実務優先で、新しく職場に来た職員も次の日から実践に移っていくので、そこに反省点がある。基本に立ち返った研修も必要だと認識しており、充実させていきたい。
- 事例検討会は、ケース検討会議には含まれていない。ケース検討会議は、78条の適用や指導困難ケースへの対応などを検討する場で、出席者は、課長以下、査察指導員担当と担当ケースワーカーを含め5～6人規模で開催している。
- 就労意欲のない人への指導は、もちろん、ケースワーカーが、状況を踏まえて本人との信頼関係で色々話を聞いたり接触を持つ中で、どうしても難しいときは相談して査察指導員が対応する場合もある。稼働年齢層の場合は、就労支援員を含めご家庭を訪問し、ひきこもりに関しては同様に、自立支援員を含めて対応している。

【猪飼氏】

- 就労意欲がないというのは、色々な状況がある。それを働くことに結びつけるのはそんなに簡単なことではない。「適宜助言」の中身は。

【生活支援課長】

- 具体的な助言は、いくら支援をしても、就労意欲のない方はそれまで仕事をしていなかったり、ひきこもってきた方が一定数いるので、なかなか難しい。課題として受け止めている。
- 対策としては、中間的な就労がある。小田原市では実施していないが、自治体によっては中間的就労として、体ながらも含めて徐々に就労に結び付けていく取組があり、調査研究段階だが考えていく。小田原市で実施していることは、農業の事業者が大井町に農場を持っており、社長が非常に支援に意欲があり、連携をとって農場での体ながらも含めて精神障がいや身体障がいのある方を受け入れている。最終的には自立につながった事例もある。

【猪飼氏】

- 生活困窮者自立相談支援事業から生活保護につながるケースが多くあるが、統計上表れてきていないのはなぜかという質問をした。メカニズム的に、仕事の仕方で最初からないようなやり方をしていると、色々な可能性があると思うが。

【生活支援課長】

- 結果として、生活保護制度を案内することが多く、統計上はこのようなかたちになる。

【猪飼氏】

- その場合は最初から生活保護の相談につながるイメージか。

【生活支援課長】

- 最初から生活保護の相談の場合もあるし、まず生活困窮者自立相談で受けて、その後に生活保護につなぐ場合もある。たとえば、生活困窮者自立支援制度の就労支援につなげている方が、最終

的に就労につながらず生活保護を申請する場合もある。

【猪飼氏】

- それは、この統計には表れていないという理解でよいか。

【生活支援課長】

- 生活困窮者の自立相談支援事業に相談をいただいたものは、統計に含まれている。

【森川氏】

- たとえば、平成 27 年度「他機関に繋ぐ」が 35 件ある。そのうち、生活保護、フードバンク等へのつなぎ支援とあるが、35 件のうち何件かが生活保護という理解かと思う。

【生活支援課長】

- 就労支援員の予算 3,114 千円は、生活困窮者自立支援プログラム事業費負担金から、報酬に対して 4 分の 3 の負担をいただいている。

【榎部氏】

- 被保護者の場合、就労準備支援事業の「準備」という言葉が入っていなかったか。生活困窮者自立支援制度と同じように、生活保護にも就労準備支援事業があるのではないか。補助割合は違いますが生保の就労支援事業は 3/4 の負担金で、困窮の就労準備支援事業は 2/3 の補助金がある。たまたま分けざるを得ないから分けたが、両者の考え方は共通したものではなかったか。今までやってきたのは、就労支援員がやるというイメージ。本来的には、就労準備支援ということに被保護者もなっていたのではないか。

【生活支援課長】

- 生活困窮者就労準備支援事業費で、本市が補助メニューを用意しており、就労支援員を市単費で 4 名補充しているほか、自立相談支援事業で 2 名の就労支援員を補充している。そちらは、就労準備支援事業で対応している。

【榎部氏】

- 生活保護の予算を使っている方の就労支援員が、被保護世帯の就労準備という名目になっていないかという質問。要は、就労準備は就労支援員さんを雇ってやるというイメージではないだろうと思う。
- 中間的就労を含め、私どもの団体もたまたま就労準備支援事業をやっており、就労準備を就労支援員でやるのは、中々ご本人が動きにくい部分もあるのではないか。「求職活動をやれ、頑張れ」と支援するだけでは、最近の動き、トレンドとは違うのではないか。

【和久井氏】

- 小田原市全体の被保護人員が 2,973 名、女性が 1,490 名で 50%を超えている。何度か話に出たが、この 10 年間ケースワーカーはほぼ男性であった。おそらく保護世帯の女性側からは苦情や意見の言いようもなかったと思う。
- 私自身が DV 被害を受けて生活保護を受けたとき、初年度は地域担当でない女性のケースワーカー

一を付ける配慮をしていただいた。そういう自治体は少なくないと聞くと、小田原市の半数を超える被保護世帯の方は、お願いも配慮もされることがなかったであろうと思う。

- ここ1～2年で女性のケースワーカーが増えたとのことだが、どうして女性ケースワーカーがいないのか。平成19年度の傷害事件がある前は男女半々で、事件後に怖いのか女性の希望者がいなくなったのか、あるいは始めから思うところがあり男性ばかりを配置をしていたのか。

【福祉健康部副部長】

- 現在2人の女性ケースワーカーがいる。平成22～24年度には女性が1人いた。遡るとその10年程前にも1人いた。20年前から女性を登用しようと試みた形跡はあったが、その都度で中断し、しばらくするとまた登用した。なぜ中断したかは分からない。

【和久井氏】

- 市として、意図して女性ケースワーカーを配置していないわけではないのか。それとも、ただ希望者がいなければ入れないということなのか。

【福祉健康部副部長】

- そこは分からない。

【井手氏】

- いや、そこは前回私が質問した点で、回答を準備していただいて然るべき。

【職員課長】

- 女性ケースワーカーがいなかった経緯。平成22年度から職員課なのでそれ以前は申し上げにくいですが、ケースワーカーはかなりハードであると周知されていた。ほかにも滞納整理でもハードな仕事があるという認識。
- 家庭訪問をして怖い目に合うことがある等の話は聞いたことがある。職員課としては、各部署からの要求を踏まえており、女性職員を入れて欲しいと要求がなければ、過去からの割合を大幅に変えようという考えは持ちえない。
- 平成27年度に福祉職を採用するようになってから、女性のお宅に訪問するときは女性が行った方が入りやすい、話もしやすいということも聞いたので、その後は職員課も考え方を改めて、女性を配置しようとしている。
- すべての経緯はわからないが、過去から男性割合が多かったのは、推測だが、ハードな業務、場合によっては怖い思いをすることがあるので、危険を回避したという可能性は否めない。

【井手氏】

- 生活保護や滞納整理の業務が大変だというのは指摘のとおりだが、全国的な水準と比較して女性ケースワーカーの割合が低いことを問題にしている。小田原だけが取り立てて仕事が大変だという説明になるがそれでよいのか。

【職員課長】

- 今までのケースとして、小田原市の中で「業務が大変だ」という思惑の中から、結果として女性

の割合が少なかった。全国的な動きや周りを見ていなかった部分もあったと思う。

- 福祉職を採用したきっかけにより、被保護者と相対する人とのつながりの中で、男性より女性職員の方がやりやすいとの話が上がり、それからは女性職員を積極的になるべく登用する方針であり、特に女性は入れないという方針はない。小田原市だけが取り立てて大変だとは思っていない。

【榎部氏】

- 釧路市の保護担当も立派なこととは言えない。実は男職場であった。それは、「大変だ、怖いから」という理由だったと思う。
- 九州で、大学を出たての若い女性ケースワーカーたちに会うことがあった。「大丈夫なの？」と思ったことがかつてあり、本人は「平気、平気」と。一般職で考えるとそういうイメージになるが、専門職で大学を出ている彼女たちはキャットスカートぐらい気をつけるぐらいなもので、ケースワーカーになっていた。
- 厚労省かどこかかの役場に火炎瓶を投げた男がいて、火炎瓶事件で有名になったことがある。犯人の供述によると、本当は担当者を殺しに来たが、対応した女性が優しかったので火炎瓶をやめたという話で、どういった対応をするかがすごく大事。教訓的に思っている。

【井手氏】

- 女性の職員増やすことが目的化するのには逆に良くない。仕事が大変なのはもちろんあるが、市役所全体の中での保護係の位置づけや、10年前の事件が起きたときになぜ全庁的な支援の手が差し伸べられなかったとか、もっと本質的な問題がある気がする。
- 女性職員をただ増やせばいいという問題ではない。逆に、今日の議論をだけをもって、女性が過酷な職場にどんどん放り込まれることは決していいことではない。単純に女性の増員を目的化するのではなく、女性も働ける職場にすること、みんなが異動したいという職場にしていくことが本質的に重要であり、その取組の中で女性をきちんと増やしていくことだと思う。

【和久井氏】

- この仕事は怖いし、大変だという思いが職員の中にあることが、男女比のバランスが悪いという捉え方でなく、これで「仕方がない」という議論に来たということかと思う。
- 東京あたりでは男女比 50 : 50 が当たり前。4 つ係があれば 2 つか 3 つは女性係長がいるのはまったく珍しくない。
- 女性だからできないというのは、つまり何が怖いのか、何を恐れているのかということ。生活保護の人が全員ナイフを振り回すわけではなく、困って助けを求めてくるのだが、その人たちに対して何が職務だと思っているのか。相手がどんな方々で、それに対してどういう仕事が必要とされているのか、そこから人員を考えれば、自ずと適切な比率が出てくるはず。
- このバランスの悪さは、自分たちが何を恐れていて、どうなったら安心して、きちんと同じくらいの女性職員の比率、あるいは被保護世帯の半数を占める女性たちが安心して相談できる環境になるのかという視点で、今後検討してほしい。

【井手氏】

- 非常に重要な問題だと思う。受給者なり相談に来られる方に対する小田原市役所の眼差しが感じられる気がする。悪い人が来る、怖い人が来る、だから男性でなければならない。根底にそういう問題がある気がする。
- 単に女性職員を増やせという行政改革の一環でやってほしいわけでない。態度を変えていく中で、自ずと女性職員が増えていくのは大事だと思うので、検討してほしい。

【猪飼氏】

- 生活支援課に相談に来られる方は、生活保護の相談、生活困窮者支援の相談、両方受けていると思う。相談者がどちらか区別した上で相談に来られるのか、受付してから内部で振り分けているのか。生活困窮者自立支援のラインと生活保護のラインがどう連携しているのか、機能的な分離、分業をしているのか。

【生活支援課長】

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護の区分けは、生活困窮者自立支援制度の話を知りたい方もいれば、将来的に心配なので相談をという方もいる。そういう方は、生活困窮者自立支援制度に案内しますし、最初から生活保護の相談として受ける方もいる。明確な区分けはないが、その都度面接員の判断で対応している。

<休憩>

【福祉健康部副部長】 <資料 4-1 説明_口頭説明部分>

- 職員の人員体制で、寄り添う支援と不正受給への対応で、ケースワーカーが二面性を抱えておりそれが負担ではないかという議論があった。考え方として分業性という方法がある。一方で受給者との信頼関係を築き上げることで不正受給が起きないようにしていくことが、正しいケースワークかもしれない。また、課税調査等で十分な調査もできるので、分業する必要もないという考え方もある。
- 小田原市はジャンパーがきっかけになったが、不正受給が多いとは思っておらず、非常に少ないと思っている。分業するという考え方と、信頼関係を築いて不正受給を減らしていくという考え方、どちらが良いのか迷っている。

【猪飼氏】 <資料 4-2 説明>

- 4-1 の引継ぎで少し提案する。意識改革や適正運用はその通りだが、それは何のためか。
- 現場レベルで言えば、ケースワーカーのアンケート結果で、「自立したときは嬉しい」とある。でも、そういう時はあまりない。これは実は、目標が現実的でない部分が大きすぎて、面白くなくなり、やりがいが生み出しにくい職場になっている。
- 皆が異動したがる職場にしていく、そのために何をすればいいのか。現場のエネルギーが出るよ

うな目標の立て方があると思う。意識改革的にはそこが基本だと思う。

- 小田原市民の望むセーフティネットはそもそもどういうものか。大きな文脈の中から、市民のために役立つ生活保護は一体何かが決まってくる。その観点から、どういう改革、改正、変化が必要なのかを考えていく基本線に立ってからの項目だと思う。同じ項目を立てても全然違う方向に行くので、こういった視点から説明する。
- 3つのレベルで考える必要がある。まず現場レベル。今回検討会で明らかになってきたことは、①「自立」という概念が狭く現実的なゴールになっていない。②不正受給について熱を上げている感じがする。③組織の中での孤立傾向が見える。
- これらの根っこは何かと考えると、組織マネジメント上の問題が現場レベルにおいて大きい。根本的な問題は「自立」概念の狭さではないか。つまり、目標が達成しにくいとやりがいが出られにくく、その不全感を団結心だとか不正受給の摘発で補っていく。「自立」というゴールにはなかなかたどり着けないので、ゴールじゃないものをゴールに見立てているのではないか。それで選ばれてしまったのが、不正受給の摘発という方向なのかもしれない。
- そうだとすると、「自立」という概念を広げ、中間的就労のような、ゴールを多段階化して、色々な支援のゴールが人によってあることを前提として、きめ細かく支援していく。そういう方向性を取り入れていくことにより、職場の雰囲気、手ごたえが変わってくるのではないか。
- 自立支援プログラムは、各地での実践例がたくさんある。そういった事例を取り込みながら、小田原市は市民力動画を見るとこんなに色々やっているのかという底力を感じるのだから、そういう人たちと連携していくと、相当色々なことができるのではないか。
- 次に市役所レベルの方向性。10年間ジャンパーを着て役所内を往来していたと聞いているが、それを見て誰も何も思わなかったのは、全庁的に住民の生活を支えていくことがどういうことなのかという使命感や認識、価値観が足りなかった可能性がある。
- とすると、全庁的な検討が必要。自分たちは市民を支えるためにサービスしているといえるのか。それを担保するために、組織で何が必要なのかを考える必要がある。
- 職員アンケートからも分かるように、生活支援課の職務が非常に過重労働なことは全庁的に知られていたが、「そういう職場だから」と済まされてきた経緯がある。そこは、なぜだったのか考えていく必要がある。
- 現場レベルでも「自立の概念」を広げることとの関係で、庁内の連携が非常に必要になる。その連携体制を作るためには、全庁で協力をしないとうまくいかない。生活支援課だけの問題なのだと受け止めずに、全庁的な問題として支えていく体制が必要になる。
- 市民全体のレベルについて。これは深刻な問題だと思うが、ジャンパーの件で、市に寄せられた意見が多数あり、内訳をみると批判と擁護が半々。小田原市民の方からの意見で分類してみても、ちょっと擁護が少ないがそれでも意見が割れている。これは生活保護をめぐる深い社会的な分断が全国的にあり、小田原市の中だけでもそれが存在していることを意味する。

- 自立支援のやり方を取り入れていくことによって組織的にはいろいろと変化があるが、もしかすると「手ぬるい」とか「なぜもっと不正受給を取り締まらないのか」と感じる市民の方たちが少なくない、不満を感じる可能性がある。
- 「実は不正受給は額としては多額でない」といった事実を踏まえても、争いはなかなか決着しない。つまり、感情の問題として存在している。一言で言えば、小田原市民にとってどんなセーフティネットだったら合意できるかという、民主主義的な解決が欠かせない。
- 「生活保護を厳しく運用しなさい」という意見を言う人は、自分自身が困窮者になりうると想定していない。しかし、実際にはリスクや不確実性が非常にあって、困窮する可能性は全ての人が持っている。そのときに必要な支援を得られるセーフティネットが、小田原市のこのあり方でいいか。どうすればみんなが納得するセーフティネットになり得るのかということ。
- 最低生活水準以下の生活をしながら、「生活保護だけは絶対に受けたくない」と歯を食いしばって生きている市民が、小田原市にでもどこにでもいる。困窮の中にある人たちが、小田原市の中でどうやって生きていけばいいのだろうか。
- 本当は支援が喉から手が出るほど欲しいにもかかわらず、自尊心を傷つけられない支援がなく、実質的に自分だけでもがきながら暮らしてゆかざるをえない。それが市民としてふさわしい生き方なのか。こうしたことを、市民的な合意を得られる形で考えていかなければならない。
- 不正受給の問題は、まずそのような議論・合意があった上で、手段の問題としてどう扱われるべきなのか考えてゆくことになる。
- 介護保険制度が始まる前、政策担当者はとても心配した。外の人を家の中に入れるのは、家族がきちんと親を世話する義務を果たしていないということで、非難されるのではないかと。そのことを恐れ介護保険制度は利用されないのではないかと心配していたので、当初はすごく宣伝を行った。実際はまったく反対で、実はみんな親の世話に困っていた。本当はすごくニーズがあった。本当にニーズがあればそれは浸透する。
- 今の生活困窮の問題にしても、実はやせ我慢しながら暮らしている方は、この社会にたくさんいる。生活保護を受けている人だけではない。本当はのどから手が出るほど助けてほしい人がいる。その人たちに、今の制度で支援が届いているかといえば届いていない。
- 逆に言えば、そういった制度をみんなが利用できるものとして、みんなにとって本当のニーズを満足できるものとしてのセーフティネットであれば、介護保険と同じく浸透していく。そういったものを小田原市の中でどう作ってゆけるか。これが本当の意味で市民全体に問われている。

【榎部氏】 <資料 4-3 説明>

- 「生活保護対その他」のような構図になっている。その他は、みんな大丈夫だと、そういう枠組みが生活保護をまた責める。そういう考え方ではもうないのではと感じている。
- 釧路市では経済的に厳しいと思われる世帯は3割くらい出ている。小田原の人口でいうと19万人なので、生活に困窮する方が5万人いるイメージ。生活保護は少ないかもしれないが、生活に

困っている方はそのくらいいると思う。

- たとえば、釧路市では父親の収入が 1,000 万円ある方は絶対に福祉の窓口には来ないが、子ども 2 人がひきこもりの世帯がある。父親がアパート借りて生活費を出しているが、買い物にすらいけないという状態で、子どもたちは 24 歳と 22 歳。父親は 50 代後半だが、このような状況が後 20 年続くのかと不安を抱えている。セーフティネットの話があったが、特に生活困窮者の取組をしていて、こうした視野を得たと思う。
- 平成 19 年に小田原市で傷害事件があり 10 年経った。その間、遠い釧路市でも保護世帯が多く、かかってくる電話は「お前ら何やってる」という市民からの苦情。昔は遙か彼方の問題だったものが、向こう 3 件両隣の話になると、市民の中のモラルパニックが起きて、市役所への苦情になったのだと思う。
- そんな中、私たちは自立支援に取り組んだ。それまで「自立」は保護をやめることだと教わってきたから、「死亡自立」という言葉も、業界の中では普通に言われていた。「自立支援」はカルチャーショックで、どう考えたらいいかわからないから、市民に集まってもらって議論した。ケースワーカーは、就労支援、履歴書の書き方がどうしても頭にあるので提案したが、NPO や大学の先生方から「そんなことでは相手（受給者）は乗ってこないよ」と言われた。
- 今日の傍聴者の中に、小田原市のケースワーカーがいてほしかった。その当時の僕らケースワーカーは事務局だった。委員のみんな帰った後で「何でそんなぼろくそに言われなきゃいけないか」と思っていたが、一方でとても刺激的でもあった。なぜなら、外から話を聴くことがなかったから。自己完結していた。
- 議論をしてたどり着いたのが、高齢者のご機嫌伺いプログラム。結構参加してくれた。ヘルパーさんと一緒に高齢者を訪問し、忙しいヘルパーさんに代わってお話し相手をするという内容。本当に大丈夫かと思って感想を見たが、衝撃的だったのは、受給している参加者のお母さんから「今日は利用者さんに褒められた。」「来てくれてありがとうと言われた。」「私は今まで褒められたことがない」と言われたことだ。相当ショックを受けた。
- 私たちが家庭訪問で何をしていたか、「点検」だった。子どもは学校に行っているか、病院に行っているか、働ける人はハローワークに行っているのかと。それを聴いていたのであって、褒めることはしていなかった。できなかった。逆に言えば、地域にはそういう資源があった。
- 自尊感情を据えないと前に進まないことを、当事者に教えていただき、市民との議論の中で教えていただいたことを思い出す。最初はイラッとした情景があったと覚えている。
- 自己完結型と言ったが、この事件の枠組みが、閉じられた中での自己完結型の団結だったに過ぎないと思わざるをえない。当事者はもちろん、ケースワーカーの自尊感情が、その中で育てられてきたのかは、問わなければならない。
- 自立支援プログラム、生活困窮者自立支援など、この 10 年間で色々なことが変わってきた。このことは小田原市、市民の中で議論されるべきことだと思う。どう議論されてきたか、もう少

し議論が必要ではないか。

- 先日の資料に学習支援があり、ホッとした。当事者の声があって、そういう風景があり、こういうことが大人のバージョンであってもいいと思う。私たちは、稼働能力のオールオアナッシングの呪縛の中で見ているので、就労意欲がないとかあるとか、そんな風にやっていることが多いのではないか。そういう意味で、ご本人が積極的に地域に参加できる場をどれだけ作るかが大切なことではないか。
- 相談とか生活保護を受給したことで、いったん自尊心が落ちる。そうした方が、自ら能動的に動いて回復していくプロセスを保障していくのが就労準備、だとおもう。それをケースワーカーだけでなく、地域の力を借りてやるのが大切ではないか。
- 庁内連携が大事。ご本人の抱えている問題が多重的で複合的だから。単に保護担当の孤立の問題ではなく、問題の複雑性から庁内連携は求められている。
- 前は保護のしおりのことも話したが、マスコミに伝わっている私の発言は、ああいう言い方をしていないなと思うので、正確に職員の皆さんに伝えていただきたいと思う。職員も交えて、しおりをどうやって作っていかうかと考える研修の仕方もあると思う。
- 役場ですから、私も5人の市長に仕えてきた。政治的な立場よりも、市長は職員にしてみれば一番上の上司。市民の首長というだけではない。そういう人が、保護職場とか現業の職場とか、苦しくて辛いのに市民生活にとって重要なところだが評価がされにくい職場に、ちゃんとしたメッセージを送っていただきたい。それが職員の励みになると思うし、市長や副市長だけでなく、幹部職員の皆さんの非常に大事なサポートではないかと思う。

【森川氏】 <資料 4-4 説明>

- 私はケースワーカーを8年やって異動になり、また生活保護の現場に戻った。合わせて生活保護を14年勤める中で、7人の係長に仕えたが、そのうち5人は女性で、2人男性。私の中では、女性の方が多い職場というイメージ。
- 異動した先で3人職員が変わった。ケースワーカー6人の職場で3人が入れ替わり、女性係長はケースワーカーの長い経験があったが、残った3人も2年目くらいの人ばかり。そういう状態で、最初はその係長も生活保護の申請が受理されると「なんでそんなの受理するの」と食って掛かった。
- 新しく異動してきた3人は、私がケースワーカーを8年やっていて、もうひとり生活保護法の更生施設で10年働いていた人、もう一人は高齢者担当を5年やっていた人で、みんな福祉関係を長くやってきた人だった。その3人で、いくら保護申請を受け付けても仕事は問題なく回っていった。そうすると、係長はもともと援助的な人だったので、保護申請が受理されると「どんどん持ってきてちょうだい」と変わっていった。
- つまり、できると思えば援助的になる人は相当数いる。そのためには、できるという状況を作ってあげることが大切だと思う。

- 先日、某地域で弁護士相手の研修に行った。釧路市では 200 世帯が自動車保有を認めているという話をその弁護士らも知っていた。その話を福祉事務所にするのだけど、「そんなことをしたら爆発的に自動車保有が増えちゃう」と、現場では見えないものを怖がっているようだったと。
- 実際にはそうではなく、自動車保有が多少増えていくこともあるだろうが、それは本当に困っている人たちが助かるということ。しかし、福祉事務所は自動車保有が増えるということだけで物事を判断していて、それが「爆発的に」というイメージを持ってしまっている。そうした見えないものを怖がる場所がある。
- 小田原市でも、平成 19 年の傷害事件の後にまた起きるのではないかと怖がっていたのではないかと。そこは見えないものを怖がるのではなく、もちろん、何か起きたときの対処と起きないようにする予防は大切だが、見えないものを怖がるのではなく、現実的な対応を取り、ニーズを把握しながら支援していくことにより、大半の心配は免れられると思う。
- 具体的な提案について、今回のことを大きな転換点としてもらいたい。一つには、福祉事務所自体がどう転換していくのか。研修の話は従前からあるし、今回の資料を見ても従前の研修は基礎的なものが中心であると思う。
- 提案の裏面は、私がやった研修の内容だが、たとえば、債務整理の問題や法テラスをどう活用するのか。
- 不動産賃貸借のトラブルがおきて、大家さんから出ていってくださいといわれた場合、間に弁護士が入ると大半は合意更新になるか、立退き料を受け取るかという話になる。実際に、福祉事務所が敷金を出さずに立退料を本人が権利としてもらって、あるいは権利として法定更新で住み続けてということもあるので、正確な知識を持っていれば福祉事務所にも本人にもよい対応ができる。
- 離婚 DV や戸籍住民票関係もいろいろトラブルがある。あるいは、外国人の生活保護の講義をしたり、後々トラブルにならないように裁判例や審査請求例を見たり、専門的な部分についても研修している。こうした法的支援、生活保護制度についてきちんと研修していくことも大事。
- 私が福祉事務所に行った頃に新人に対してやった方がいいと提案したのは、ケースワークにおける困難な課題を抱えた人たちへの理解を深める研修。アルコール依存症者、精神障がい者やホームレス状態の人の理解と援助の仕方。典型的な課題や困難を抱えた人たちへのケースワークの研修をやっていた。ケースワーカーは、課題を抱えた人と接しなければいけないので。
- 法的支援について、法律には、社会的弱者として賃借人、DV 被害者、多重債務者を守る仕組みがある。そこを理解して、要保護者の人たちが使えるようにゲートキーパーの役割をしていくことが大事。そういう意味で、援助の専門性を高めていく研修の中で、大事なものは何なのかをきちんと理解していくことが大事。
- 専門性だけでなく忙しいとできない。ストレスフルな状況におかれると、きちんとした支援はできない。そのために、ケースワーカーの標準配置数は順守しなければいけない。

- 職員の負担の軽減という意味でも、色々な支援ができるためにも、自立支援プログラムを活用し、どういう形で職員の負担を軽減してケースワークに専念できるようにするかを考えることが大事。補助率は今年度から下がって、ほぼ 10/10 は無くなったと聞いているが。
- 仕事のあり方を変えることが大事である。この場合は追求する場ではないが、保護のしおりに問題ある記載がある。どういう説明をしていたのかと考えると、利用者の視点に立った説明や援助が必要で、そういうことを目指していく。そのために保護のしおりの改訂など、水際作戦をやらないと聞いているが、そういうことがないようにしていくことは大事。
- 事後的な不正受給の摘発から、不正受給が起りにくい援助。信頼関係を作りながら、収入申告してもらえるようにしていく。控除もあると説明して、収入申告することは彼らのメリットになると理解してもらおう。あるいは、借金の返済のために不正受給をしていた方の話をしたが、借金についても話せるような信頼関係をきちっと作っていくことも大切。
- 「自立」の概念について。達成感や、実際にできるという感覚が得られ、うまくいけば援助的になっていく。そういう意味で、自立概念の変革は有効だと思う。なおかつ、自立概念が変わることによって色々な自立支援プログラムが活用できるようになる。
- その辺は櫛部さんがプロですから、教えを請うようなことを色々やってもらえればと本当に思う。そういう部分を活用して、負担の軽減だけでなく、仕事のあり方を変えて、本当の意味で被保護者本人たちの支援をしてほしい。
- 専門機関との連携も大事。生活困窮者に対する神奈川県弁護士会などの取組は、正直私もまだよく分かりません。もし必要であれば、そういった連携がつけられるようお役に立てればと思っています。法的支援はきわめて有効だと思うので。
- 専門的な第三者による定期的な検証やアドバイスも必要。個別に支援方針など色々な判断をする際に自信がなかったりする。ケース診断会議にかけても自信がなかったり、都道府県にアドバイスもらってもまだ自信がなかったり、最終的に私のところに来てその判断でいいのか確認する事例もある。援助的になることに自信がもてないケースもあり、定期的な検証やアドバイス、今回についても 1 年後に検証の場を設ける予定とのことだが、そのようにしてほしい。
- 市民全体に理解を求めるレベルについて。民主主義的部分でなく、少数者に向けた人権の視点をもっている。たとえば、生活困窮者へのアピールとして、広報に定期的に生活保護の利用要件を載せるなどは、ほかの自治体でも時々見られる工夫。自分が対象者だと気づかないケースが多く、1 か月 2 万円で生活している人に生活保護を勧めても「自分は対象じゃない」と言ってしまう。
- 市民に理解を求める広報を定期的に実施してほしい。生活保護だけでなく、児童扶養手当が何のためにあるのか、この制度が何のためにあるか、どう役に立っているのかの広報をすることで、市役所内部に良い状態がつかれると思うし、一般にも理解が広がっていく。
- 分かち合いという意味でも良いと思う。こういうことで、自分も対象者だと理解しやすくなる。読み物として読んでいるうちに自分も利用できると気づき、気持ち的にも利用しやすい環境が作

られると思うので、生活困窮者の制度利用を促すことにもなると思う。これは広報でやっている事例をあまり聞いたことはないので、ぜひやってほしい。

【和久井氏】 <資料 4-5 説明>

- (1) ジャンパー作成に至る経緯と不正に至る経過。職場内で職員の団結やケアに意識が集中し、当時の生活保護利用者との関わりについて、なかなか検証されていない。自分たちの業務は本来支援だったのではないかという意識については、一連の議論の中でも薄い。
- そもそもジャンパーを作るに至る傷害事件がなぜ起こったか。きちんとした法律的な基礎知識があれば保護打ち切りにならずに済んだ事例だったのではないかと指摘があった。その方は、心を乱して怒って刃物振り回さなくても済んだのではないのか。きちんとした知識や冷静な判断、あるべき対応が取れていれば、そもそも事件を防げたかもしれない。一人の犯罪者と呼ばれる人を増やしてしまったのかもしれない。
- そのことを振り返らないといけないのではないか。ひとりの人生を大きく変えてしまった事件だったのではないかと。当時は相当ショッキングで、なかなか受け止められなかったと思うが、10年経って、ジャンパーのことが明るみに出た段階では、そろそろ何が発端だったのか、自分たちは何を恐れて「怖い職場だ」と言い続けてきたのかに、意識を向けていけないといけない。
- 行動には理由があるということ、対人支援だということ再認識してほしい。また、当事者の声を聴いてほしいと思う。もちろん、当時の職員の環境や、様々なことでケースワーカーにはそうせざるを得ない、それが適切だと判断したという言い分があったかと思うが、一方の言い分だけでなく、傷ついた当事者の方々、ジャンパーのことで傷ついた全国の生活保護受給者の方々的心声を聴くことで、双方のあり方を振り返ってほしい。
- (2) 研修会について。先輩ケースワーカーが講師だと、「怖い思いをした」という気持ちの部分も伝わってしまう。そうではなく、学識経験者や法律家の方、感情的に左右されないフラットな環境で講師を招いて学ぶ。対人支援ということで、それに関わっている NPO や市民団体、専門機関から職員や当事者の方を招いて、どうしたら風通しの良いやり取りができるかを学びあう機会を設けてほしい。
- (3) 保護のしおりについて。市民の方に「これでわかるでしょうか？」とフィードバックを受けながら作成していくプロセスがあったらよい。職員アンケートにもいくつか「自分たちの職場でも不用意にやっていないだろうか」という声が他部署からあった。広報や福祉部門に限らず、全庁的に説明や表記の見直しをするとうまいかと思う。
- (4) ジャンパー作成については、庁内の孤立、「分かってもらえない」という思いがすごくあるとのこと。福祉部局にとどまらず、人に対するサポートをしている部署の皆さんで、定期的に「こんな業務をしている」という研修や「ここでお困りの方がいてどう対応したら元気になるだろうか」といった事例検討を一緒にやるのはどうか。おそらく幹部職員の方が定期的に会議をしているかと思うが、そうではなくて現場の方を入れた共有の場にして、外部のスーパーバイズを入れ

ていく。

- たとえば、DVの当事者が一人いて家族がいるとすると、子どもに関わる学校や保育園の関係者、住民票、戸籍、教育委員会など、DVがどういう問題でどういう配慮が必要かを知っておいてもらう部署がたくさんある。こういう人がいた場合に、それに関わる部局の方みんなに集ってもらうだけでも、紙の上の施策というよりは、具体的な人への対応を一緒に考えていただく場があると、それぞれの係の方が、それぞれの側面から、その人にどんな大変さがあるか、自分たちはどんなサポートができるかと、立体的に見えてくるのではないか。
- そうすると、一見関係ない部署にいた人たちが、異動するときにも、その係の人たちはこんな工夫をしているとか、こんな配慮があるらしいと、その交流の中で自然に学ぶことにもなるので、みなさんの現場交流を取り入れることで、孤立を克服していけるのではないか。
- 生活支援課の配置について。職員の方自身も、隅っこに追いやられて誰も気づいてくれないという声があり、そこに閉塞感を持たれている方が職員にもいるので、利用者と働く側の双方からどうしたらいいか考える。
- どうやって当事者、市民の意見をくみ上げていくのかということ。市民の中からも声を上げるようなプロジェクトチームを設置し、「こんなことを考えているよ」というテーマで一緒に学び合いながら、「こんな小田原だったらうれしい」ということを、市民の方だけでなく職員も一緒につくっていけたら、もっと風通しが良くて暮らす人にやさしい街が自ずとできるのではないか。
- 毎年期間を決めて、たとえば毎年5月に市庁舎に来所する皆さんにミニアンケートやご意見を聞いていくなど、いろんな形で意見を吸い上げていったらどうか。

【井手氏】

- 資料4-1で、杉山副部長からのご質問。ある意味大論争になりかねない論点だが、分業化がいいのか、信頼関係を前提に現状維持がよいのか。もし意見があれば。

【猪飼氏】

- 今の論点は、0か1かで考える必要はない。たとえば、ケースワーカーと受給者がいて、もう一人ソーシャルワーカーとして関わり、当事者に寄り添える方が協力して仕事をしていくことも十分考えられる。その場合には、部分的には分業であり、一方ではケースワーカー自身の支援の取組の変化も必要になってくる。両面を持っていて、柔軟に考えていくことで可能だと思う。小田原の実情に合わせて対応いただくのが良いので、今のところ論争する必要がない。

【井手氏】

- どっちでもいいというと、何もしないで終わるのではないかとも思えるが。

【櫛部氏】

- 一体的に見るか、分けるかということだが、少なくとも生活保護世帯の就労支援を地域の資源で取り組む、あるいは生活困窮の場合も同じだが、その場合には、実質的にNPOか社会福祉法人か社会福祉協議会かわからないが、ケアする人たちとともに多面的な関わり合いやつなぎ方がで

きるのではないか。個別に自由度があっというと思う。

- ただ生活保護業務の本体の中に分業化という色々あると思うが、たとえば、子どもの支援は今もNPOと連携している。その部分はNPOがアプローチしているので、その大人版もあっというのではないか。

【森川氏】

- 分業は構わないが、何のための分業かということは福祉事務所内部の問題であって、対受給者本人、対外部では分業していますという話ではないと思う。そこを見定めれば、分けて考えてやっていってもいいのかと思う。
- 先日、障がい者虐待の事案があった。その家庭が生活保護を受けており、生活保護のケースワーカーから「障がい者の部門に言ってください」と言われたと、頭にきたという話がある。内部的な分業はしていいと思うが、その人に全人的に関わらざるを得ないし、虐待だから向こうの部署というわけにもいかないのだから、相手との関係では、分業と言っても分業はできないのだろう。
- どこまで援助的になるのか、援助的になれないのかという課題が出てきたときの対応としては、割り切れなさは残っていくと思う。

【井手氏】

- たとえば、税金台帳の突合のような疑ってかかる業務と、一方では寄り添ってケアする部分が混在するという問題に対して、そこを分けたほうがいいのか、いけないのかが主な論点になっていると思う。この点はいかがか。

【森川氏】

- 不正受給の点検プログラムもあった。そこは切り離して外部にお願いし、出てきた調査結果に対してケースワーカーが対応するというのは可能だと思う。ケースワーカーが自分たちで検査して不正受給を見つけると、「見つけてしまった」という思いにもなるし、そこは補助金を取って外部にやってもらうということも考えられるのではないか。

【井手氏】

- 分業はよいという方向性が出た。これまでご提案いただいたことに対して、広くご意見を。

【猪飼氏】

- 前半で、就労意欲がない人にどう対応をしているかという質問をした。
- 従来は、本当に仕事をさせるために、履歴書を書かせたり、ハローワークに行かないと保護を切るぞとやったりしていた。ただ、そういうやり方で本当に自立が達成できるのか、支援の枠組みでは非常に疑問視されている。たとえ生活保護を打ち切ったとしても、保護が切れただけで、本人が仕事できない中では、生活困窮の中に沈んでいる状態は何も変わらない。それを本人のせいだと考えるのか。
- 今の生活困窮者への対応の考え方は、その人がなぜ働くという意欲を持ってないのかに分け入っていく。簡単なプロセスではない。本人への寄り添いや伴走を必要としている。それをやっ

ていく中で、「実は自信がなかった」、仕事をするに対して「完全に自分は遅れてしまった」という意識に出会うかもしれない。かつて仕事をしていたことが自分の自信にもならないような状況など、実は色々な形で積み重なっている。もちろん、傷病病気のことや障がいの場合もある。

- そこを丁寧に解きほぐしながら、その人にとってのゴールは何だろうと、中間的就労も含めた様々ゴールに向かって進んでいく。これが今の支援のあり方。実は、生活保護の外側の福祉制度は、事実上みなこの方向で動こうとしている。
- 生活保護の領域だけが少し特殊。一方では自立支援と言い、一方では不正の摘発を含めた厳格化と言われる。そういう意味で、小田原の生活保護を含め、生活保護制度全体だが、寄り添いや伴走に目を向けることが手薄になってきた。
- そこを、自立支援という言葉だけではなく、丁寧に一人ひとりを支えるという考えの延長線で、手段的にいろいろなことを考える発想に転換すれば、仕事も面白くなるし、ケースワーカーが他の部署に異動しても、同じ発想で仕事ができる。それが開かれた生活支援課を作ることにもつながる。努力は必要だが、ジャンパー問題を含めたこの問題は、十分解決可能だと思っている。そういう意味で、これからの取組に期待したい。

【和久井氏】

- この検討会に参加される市役所の皆さんが提案された資料 4-1 について。時間がない中で一生懸命やっていただいたと思う。実務改革（2）で適切な窓口業務ができるよう、おそらく接遇面での提案があったが、接遇というよりは、生活保護の理念の理解なのかなと思う。
- 職員のアンケートにも、今回のジャンパー問題が発覚して世間に騒がれたとき、「今後は思っても言わなければいいんだ」という怒りをコメントされた方が何名かいた。丁寧な言葉遣いで接していれば、理念はそっちのけでもよくて、こう言っておけばとりあえず態度を変えるだろうという理解になると困る。
- 研修のところで改善が必要とのことだが、そもそもケースワーカーの仕事とは何か、生活保護は何のためにあるのかという基本の考え方をきちんと学んでいくことが基本で、それが理解されていけば、言葉遣いという意味での接遇は、対等で真摯な態度になっていくと思う。
- 今回の議論の大元につながる部分かもしれないが、自分たちの仕事は何なのか、というところから自然に湧き出る態度になっていけば、少しフランクな話し方であったとしても、むしろ信頼につながる場合があると思う。
- 人材確保・育成の所に、感情労働のフォローや惨事ストレスへの対応とあり、こういうことにまで配慮してくれる職場だったら幸せだと思う。ただ一方で、あったかなかったかわからないが、生活保護利用者に対して威圧的な物言いや、配慮を欠いた説明の態度があったとすれば、当事者の皆さんも傷ついていて、誰もケアしてもらえない。今回の事件については、全国の受給者の方がダメージを受けていて、それをケアしてくれることはない。
- お互いに叩き合ったり、自分だけが不幸だという立ち位置になるとお互いにプラスにならない。

ケースワーカーの中にも親身に支援されている方もいると思うが、こういうことがあるとすべてが冷たい市役所のように思われてしまう。不正受給についても、つつましく一生懸命に生きている方が大半なのに、一人が不正をするとみんなが不正をしているのではないかと疑われてしまう。お互いにとって不幸になるので、そこは自分が安心していられる状況を作ることが、相手にとっても安心できる環境になるという立ち位置で改善策を作るのが大切。

【井手氏】

- 惨事ストレスへのカウンセリングも大切だが、私たちはそもそもストレスのない職場をつくろうというのが本当の趣旨なのであって、ストレスを予見とするのは本来ではないかもしれない。

【榎部氏】

- 私たちの拙い経験ですが、私は自立、あるいは当事者の自尊心を大事にということだからこそ、不正の問題や課税調査の突合に対しては、しっかりやっ払いこうということで、市民のご理解をいただかないと進まないという立ち位置できた。
- 議会への説明を重ねるなかで議会の方が市民への議会出前講座などで私たちに代わって、自立支援とはと解説していただけるまでになったのかなと思っている。支援も適正実施も両方が役場にとって必要なことだと思うが、そこに工夫がなければならぬ。もう少しマネジメントとして、地域の人に力を貸してもらいながら、地域の知恵で工夫した方がいい。むき出しだとおかしいのかなと思う。
- 母子家庭のお母さんが、動物園での作業に行っている途中で語っていたことがある。生活保護を受けた途端へなへなとなった。「どうして私は生活保護を受けることになってしまったんだろう」と自分を責めた。だから外に出て風にあたっただけでへなへなになってしまう。だから、家の中にずっといるのだと。それを、私たちケースワーカーから見ると、生活保護を受けた途端に何もしなくなった人と見えてしまっているのではないか。
- そうした理解ができるようになったのは、ケースワーカー対本人ではなかなか難しく、そこにもうひとり支える人がいたり、地域の資源の中でのことだった。もちろん我々ケースワーカーが果たすべき独自の役割もあるけれど、色々な人に支えられていく構造を部分的にでも作っていくことも大事だと思った。

【井手氏】

- まだ出てきていない中で、重要な論点がある。色々な提案があつて魅力的だと思うが、やらされる人は大変だろうなということ。僕らは言うのが簡単だが、はっきり言って、お金がなければできないと思っている。
- 今日の資料にも「分かち合いの社会」の取り組みをやるということがあり、そちらで議論すべきかもしれないが、きちんと必要なものについて負担を求めていくことが重要。私たちはこれだけやりますから、それに対してはこれだけ必要なんですと求めていく。そうしないと、いつまでたっても前回の音が出ないマイクじゃないですが、乾いたぼろ雑巾を絞っても水も出ないというこ

との繰り返しで、どんどん状況が悪くなってしまふ気がする。

- 生活保護の問題の一番厄介な点は、必ず人間を疑心暗鬼にしてしまうこと。対人社会サービスをもっと充実していけば、実は生活保護は縮小するという事実がある。医療扶助、介護扶助、教育扶助であれ、そういう部分が小さくなっていく。単純に生活保護の中で完結させて、より良くしていこうという議論だけではなくて、生活保護がなくても安心して生きていける社会をどこかで考えなければならない。これはおそらく、「分かち合いの社会」の中で議論されていくと思う。
- ふたつ目は、生活支援課だけの問題なのかということ。滞納整理の職場のように大変な仕事があるとの指摘があった。ある県では、滞納整理をめぐる市民が大変な状況に追い込まれていると報じられている。母子家庭の受給率が低いことから想像すると、母子家庭への福祉でも、生活保護と同じような対応が起きているかもしれない。疑っているわけではない。だが、この類の問題はいたるところで起きうるのではないか。
- 今の議論の流れだと、生活支援課の中の改善で終わってしまうかもしれない。職員アンケート結果にも「自分たちの部署でも起こりうる」と感じている人が非常に多かった。そのことを考えれば、この場で終わらせずに、同じようなことが全庁的に起きていないのか、市民目線で見れば「おかしい」と思えることがたくさんあるのではないか。そういうことを、改めて検証しなければいけないのではないか。
- 今後の進め方について。今の状況だと、改善案を全部列挙しておしまいになりかねない。有識者の皆さんと相談しながら、私の責任で少し絞って書かせてほしい。
- 「分かち合いの社会」という話もあったが、資料4-1で1年後に検討の場を設けるとある。報告書の体裁として、この1年間で必ずやらなければならないことと、分かち合いの社会の中で議論しても良い中期的・包括的な問題とを区別して書かせてほしい。
- 前半については、生活支援課長が気の毒だった。現場の人にしか答えられないことも、集中砲火を浴びていた。とはいえ、十分なお答えをいただけていない部分があるので、有識者の方でもう少しはっきり知りたいことあれば、メールか何かで質問させてほしい。
- これは僕自身のわがままで申し訳ないが、なぜ女性職員の割合が少ないか、なぜ母子世帯の割合が少ないのか、保護決定の日数が長くないか、扶養調査が厳しすぎないかという、僕の質問への回答がなかった。改善案を考えなければならない重要な問題だ。
- その辺についての改善案なりご提案を、次の報告書が出る段階で盛り込ませてほしい。次回は報告書の骨格が出る。事前に有識者の皆さんにお送りいただき、皆さんからご指摘いただいて、ある程度合意ができたものを次回共有するとしてよいか。

3 その他

【企画部副部長】

- 予定では庁内で検討するとなっていたが、ご指示いただきながらまとめていきたい。

- 次回は、3月25日（土）小田原市役所3階の議会全員協議会室、時間は19時20～21時20に変更しており、改善方策と意見の取りまとめになる。

以上